

令和元年6月14日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 藤岡一弘	2番 伊藤芳則	3番 片岡幸治
4番 弓掛元	5番 藤井憲一郎	6番 黒木靖治
7番 横光春市	8番 新田真一	9番 山村恵美子
10番 穴戸稔	11番 保実治	12番 新家良和
13番 小田伸次	14番 岡田美津子	15番 鈴木深由希
16番 桑田典章	17番 澤井信秀	18番 池田徹
19番 大森俊和	20番 竹原孝剛	21番 齊木亨
22番 杉原利明	23番 亀井源吉	24番 助木達夫

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡誠志	副市長 堂本昌二
副市長 柴田亮	危機管理監 川村道典
総務企画部長 中村好宏	財務部長 日野宗昭
地域振興部長 中原みどり	市民部長 上谷一巳
福祉保健部長 牧原英敏	子育て・女性支援部長 松長真由美
市民病院部 事務部長 池本敏範	産業環境部長 併農業委員会事務局長 中廣晋
建設部長 坂井泰司	水道局長 明賀浩富
教育長 松村智由	教育次長 長田瑞昭
君田支所長 小田邦子	布野支所長 中宗久之
作木支所長 矢野美由紀	吉舎支所長 甲斐和彦
三良坂支所長 古野英文	三和支所長 曲田憲司
甲奴支所長 秋山和宏	選挙管理委員会 事務局長 東山裕徳
監査事務局長 新田泉	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗克文	次長 才田申士
議事係長 坂田保彦	政務調査係長 石田和也
政務調査主任 清水大志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（15日間）
第 2		市長の施政方針について
第 3		地域公共交通調査特別委員長報告
第 4	報告第12号 報告第13号 報告第14号	繰越明許費繰越計算書について（平成30年度三次市一般会計予算） 繰越計算書について（平成30年度三次市水道事業会計） 事故繰越し繰越計算書について（平成30年度三次市一般会計予算）
第 5	議案第52号 議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第56号 議案第57号 議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第61号	三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案） 三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例（案） 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市税条例の一部を改正する条例（案） 三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案） 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）
第 6	議案第62号	動産の買入れの契約について
第 7	議案第63号 議案第64号	令和元年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案） 令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）
第 8	請願第1号	主要農産物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出について

令和元年6月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和元年6月14日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	29
第 2		市長の施政方針について	29
第 3		地域公共交通調査特別委員長報告	35
第 4	報 12	繰越明許費繰越計算書について（平成30年度三次市一般会計予算）	37
	報 13	繰越計算書について（平成30年度三次市水道事業会計）	37
	報 14	事故繰越し繰越計算書について（平成30年度三次市一般会計予算）	37
第 5	議 52	三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	39
	議 53	三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案）	39
	議 54	三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例（案）	39
	議 55	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	
	議 56	三次市税条例の一部を改正する条例（案）	39
	議 57	三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）	39
	議 58	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	39
	議 59	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	39
	議 60	三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）	40
議 61	三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）	40	
第 6	議 62	動産の買入れの契約について	46
第 7	議 63	令和元年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）	48
	議 64	令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）	48
第 8	請 1	主要農産物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出について	51


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日から令和元年6月定例会を行いますので、よろしくお願いたします。

三次市議会では、地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、5月から10月末までの期間をノーネクタイなどの軽装といたしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより令和元年6月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、横光議員及び新田議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は、上着を適宜おとりください。

この際、御報告いたします。昨日、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書を受理いたしました。受理しました法人は次のとおりです。一般社団法人三次市観光協会、吉舎食品株式会社、公益財団法人奥田元宋・小由女美術館。以上の説明書については配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（小田伸次君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（小田伸次君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

議員各位を始め市民の皆さんには、平素から市政運営に温かい御支援、御協力をいただき、

深く感謝を申し上げます。

5月の臨時議会において、私の基本姿勢となる所信を申し上げたところでありますが、本定例会の開会に当たり、令和元年度の市政運営の基本的な方針等について御説明申し上げる機会をいただき、御礼申し上げますとともに、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私が市長として市政運営を担当させていただくようになってから、はや2カ月を迎えようとしております。この間、多くの市民の皆さんとさまざまな場面でお会いし、お話を聞かせていただきました。市民の皆さんが安心して暮らしていただくためには、行政運営は継続性が重要なことを踏まえつつ、本市の将来をしっかりと見据え、定住対策の充実や全国的に評価の高い子育て・医療等の施策などは積極的に実施していきたいと考えています。引き続き、市民の皆さんの声を丁寧に聞きながら、それぞれの声に寄り添い、子育てしやすい三次、生きがいの持てる三次、誰もが暮らしやすい三次のさらなる充実をめざし、新しい三次づくりに向けて前進してまいります。

次に、令和元年度6月補正予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

令和元年度予算は、当初予算を、人件費等の義務的経費及び維持管理費等の経常的経費で構成するいわゆる骨格予算に、市民生活への影響等を考慮し、年度当初から必要となる政策的経費を加えた骨格的予算として編成しました。このたびの6月補正予算においては、行政の継続性を考慮するとともに、政策的経費や新規施策に係る事業などを中心とした肉づけ予算として編成しております。

財源については、国費、県費等を最大限見込みつつ、過疎対策事業債等の交付税措置のある有利な地方債や過疎地域自立促進基金等の基金の活用を図りました。

それでは、まず、令和元年度6月補正予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計は、補正額32億1,204万6,000円、当初予算と合わせた補正予算後の総額は369億5,204万6,000円となり、前年度当初予算と比較すると3.3%の増となりますが、平成30年7月豪雨災害に係る経費20億3,880万円を除きますと、前年度当初予算と比較して8億5,675万4,000円、2.4%の減となります。

また、土地取得特別会計は、補正額5,160万円、補正予算後の総額は1億5,993万2,000円となります。

次に、予算の特徴について、6月補正予算後の状況で申し上げますと、歳入の国庫支出金、県支出金は、ともに平成30年7月豪雨による災害復旧に係る負担金、補助金の増加等により、合わせて約13億円の増となっています。

歳出では、災害復旧事業を優先するため事業量を抑制した普通建設事業費が約11億6,000万円、24.3%減となり、これにより、歳入の市債が約5億4,000万円の減となっています。

続きまして、所信表明でお示した7つの分野に沿って、令和元年度6月補正予算（案）を中心に、主要な施策を申し上げます。

まず第1点目は、災害に強いまちづくりを強力に進めていくことです。昨年度の平成30年7

月豪雨の発生から間もなく1年を迎えようとしていますが、災害からの復旧復興のため、国土交通省や広島県との役割分担のもと、全力を傾注してまいります。

特に、河川の氾濫等を始めとする大規模災害等へ対応できるよう、自助・共助・公助それぞれの対策を充実させていきます。そのためには、消防団や自主防災組織などとの相互の連携・協力を図りつつ、国・県との連携を強化し、避難所対応や情報伝達、内水排除対策などのハード・ソフトの両面から施策を展開し、市民、地域、団体、企業、行政などが協働による災害に強いまちづくりを進めてまいります。

具体的には、平成30年7月豪雨を受け、内水対策の調査検討を行うとともに、市が保有する排水ポンプ車の整備事業や排水ポンプ場長寿命化整備事業など、ハード面も充実させていきます。

また、今後のため池対策として、農村地域防災減災事業により、重要ため池のハザードマップの作成や調査を行います。

さらに、消防団装備品強化事業や自主防災組織等整備事業により、地域防災力の強化を図っていきます。

2点目は、三次の元気づくりです。人口減少に歯どめをかけ、三次の元気な未来を切り開くべく、「一生住み続けたい！住んでみたい！帰ってきたい！」そんな政策を展開していきます。

定住対策としては、定住対策情報発信事業により、子育てしやすい三次など、本市の魅力を外に向けて積極的に情報発信していくことで、定住人口の拡大につなげていきます。

また、ふるさとサポーター事業により、移住希望者や本市出身者等とふるさとを結び、本市の住みよさを発信することで、定住や交流につなげていきます。市のあらゆる分野の施策を効果的に連携させながら展開することにより、定住のまちづくり、交流の推進に取り組んでいきます。

加えて、子育て・教育分野では、学校、家庭、地域が協働して放課後の子供たちの居場所づくりを行うための調査研究を行ってまいります。

また、市内の経済活性化のため、三次商工会議所や三次広域商工会など関係団体との連携を強め、プレミアム付商品券「三次藩札」発行事業等、切れ目のない景気対策等を実施してまいります。

3点目として、計画性のあるまちづくりを進めます。将来の三次市民の負担とならないよう、公共施設等の効率的な活用と多機能化、適正な維持更新の検討等を行い、経営感覚を持った市政運営を進めてまいります。

例えば、公立学校施設に係る長寿命化計画を策定し、市立小・中学校施設の中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保していきます。

また、旧三江線鉄道資産利活用検討事業として、旧三江線の鉄道資産の利活用等の具体化に向けた検討を行ってまいります。

同時に、必要性や緊急度を勘案しながら、効率的に市道、県道及び橋梁、上下水道の整備及

び維持や携帯電話エリアの整備など、生活基盤の整備も進め、暮らしやすい三次を実現していきます。

4点目は、地域資源を生かした産業づくりを進めます。三次の地域資源を生かして新たな価値を創造し、三次で稼ぐ力をつけるために、調査研究、実行していきます。

本市の基幹産業である農業は、農家数の減少、農業就業人口の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加といった状況にあります。こうした中、従来の施策に加えて、本市の地域資源を生かした漢方薬材等の産地化等の検討や、新たな農作物の振興を調査検討するなど、農林畜産業の振興や担い手への支援等に県やJA等と連携して取り組んでいきます。

また、観光振興の面では、インバウンド誘致支援事業を含むオール三次観光・交流キャンペーンstage2などにより、市内の各観光協会やみよし観光まちづくり機構など、関係者と一体となって、市全体の観光資源を結びつけ、観光客数のさらなる増加に力を注いでまいります。

5点目は、暮らしの安心です。生活環境の維持と質的向上をめざし、保健・医療・福祉サービスの充実、地域交通の利便性向上等を進めます。

保健分野では、いきいき健康日本一のまち事業を継続し、市民一人一人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、ウェルネスプロジェクトによる健康情報データ管理や健診、ウォーキング事業等の推進を図ります。

また、家庭での介護負担の軽減や、重症心身障害児者短期入所補助事業などによる障害のある人や家族への支援など、心ある福祉施策を進めます。

6点目は、スポーツ・文化の振興です。

6月1日には、本市が東京2020オリンピック聖火リレーのルートに決定し、大変うれしく思っております。本市は、1964年東京オリンピック競技大会の開会式で最終聖火ランナーを務められた坂井義則さんの出身地であり、その御功績を次世代に受け継ぐとともに、子供たちを始め市民の皆さんの夢と希望を醸成するような聖火リレーとなることを期待しています。そのため機運醸成事業やメキシコ選手団の事前合宿支援事業に取り組めます。

また、みよし運動公園野球場人工芝改修事業や、ライフステージに応じて日常的にスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画できる環境づくりを進めます。

文化面では、市民ホール自主事業支援事業や奥田元宋・小由女美術館リニューアル事業など、市民が質の高い芸術・文化に触れ、感性豊かな子供たちを育むと同時に、伝統文化の継承・保存、新たな文化の創造に努めます。

7点目は、ICT（情報通信技術）の活用で、身近な暮らしを便利で豊かにしていく三次版スマートシティ構想を策定するための調査検討を行います。

あくまでもICTを手段として活用し、最も大切な人と人、心と心の通い合う市政を基軸として進めていきます。また、ICTを活用した市の業務改善等も検討していきます。

続いて、第2次三次市総合計画の政策の体系に沿って、市政運営の基本方針を申し上げます。まず、「ひとづくり」です。子供たちの未来は地域の未来でもあります。子育て分野の施策



を継続し、子供たちが伸び伸びと育ち、大人になったときに三次を誇りに思えるよう、一人一人を大切にし、健やかな成長及び自立と活躍を応援していきたいと考えます。

加えて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援・相談体制を継続するとともに、関係機関が連携し、きめ細やかな支援を行っていきます。

教育の分野では、児童生徒一人一人の確かな学力の向上を図るとともに、スポーツの推進による体力づくりを進めます。また、子供たちの学びの環境をもっと充実させるため、学校図書室のリニューアルに向けた検討を開始します。

男女共同参画社会の分野では、その実現に向け、家庭と仕事が両立できる環境づくり、まちづくりへの女性参画など、実践につながる人づくりに取り組みます。

また、平和で全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、平和への希求、人権尊重の普及・啓発を行い、他者と共感し、多様性を認め合う人づくりに取り組みます。

「くらしづくり」の医療分野では、安全・安心な医療を365日提供していくため、市立三次中央病院の機能強化を図るとともに、広島大学や広島県との連携による医師の確保に努めます。また、三次地区医師会との連携による地域医療の充実や開業医継続・後継者支援を行うとともに、医師をめざす学生への支援も検討していきます。

福祉分野では、生きがいの持てる三次実現のため、高齢者や障害者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護予防・健康づくり事業、高齢者の生きがいつくり事業を充実させるとともに、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

地域公共交通分野では、広域かつ地域幹線交通であるJR線や路線バスとともに、地域内生活交通としての市街地循環バスや市民バス、相乗りタクシー事業などを多層的に活用し、通勤、通学、医療機関への受診、買い物など、安心して日常生活を送ることができる公共交通づくりを推進していきます。また、JR三江線廃止後の代替交通を維持し、芸備線と福塩線については、復旧後の利用促進を図っていきます。

「仕事づくり」では、就労促進・起業支援分野では、女性の多様な選択・チャレンジを支援し、女性の活躍を推進するとともに、引き続き、女性が元気なまちをめざしていきます。同時に、農林畜産業、商工業など生活の基盤となる産業の振興に取り組み、誰もが働きやすいまちづくりを進めます。

また、2本の高速道路がクロスする広域交通ネットワークを生かして、企業誘致や商工業の振興を図り、新たな価値の創出に取り組む企業・事業者の支援、人材の育成などに取り組むとともに、事業承継に係るサポート体制の構築・支援に取り組みます。

観光面では、既存の施設や観光資源を生かして、関係団体との連携により、県北エリアの魅力をアップし、周遊の促進や宿泊客・外国人観光客などの受け入れ体制の整備などの取組を強化していきます。また、4月に開館した三次もののけミュージアムを核として、三次町の歴史と文化を生かした賑わい再生に取り組むなど、多くの市民や観光客で賑わう元気のあるまちづくりを進めます。

このほか、さまざまな産業の担い手の育成、就労の支援などを通じて、若い世代が定着し、

新たな可能性を創造する定住のまちづくりを進めます。

「環境づくり」では、豊かな自然は、ふるさと三次の環境を象徴するかけがえのない資源でありますので、この貴重な自然を保護、活用しながら、次世代に引き継ぐため、自然と調和する循環型社会の形成に向けて取組を進めます。

計画的な土地利用の推進、都市基盤や生活環境の整備、美しい景観づくりなどの取組を通じて、三次に住みたくなるまちづくりを進めます。また、住みなれた地域に暮らし続けることができるよう、必要な機能の維持に努めつつ、集落の実情に応じて、持続可能な仕組みを検討していきます。

さらに、計画的なストックマネジメントと適切な支出・負担により、市民の生活や産業を支える社会資本を適切に保全するとともに、持続的に活用します。

「しくみづくり」では、もっとみんなで決めていくために、みんなでまちづくりに参加し、みんなで一緒に考え、行動していく協働のまちづくりを実行します。そして、それぞれの地域の個性を生かしつつ、市全体での一体感を醸成しながら、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めていきます。そのためには、課題や目的を共有できるよう情報公開を積極的に進め、率直な意見交換を行っていきます。わかりやすい情報発信、参加しやすい行政ということを常に意識しながら、施策の企画・立案・遂行に当たりたいと考えます。

また、新しい三次をつくるためには、行財政改革の推進が重要です。まずは、今後の市政経営に必要不可欠な経営感覚を持った職員づくりを行っていきます。

さらに、業務改善を進めるとともに、長期的視点に立って、あれもこれもではなく、選択と集中で限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、市民のためのまちづくりを進めます。

そして、広域的な連携強化と近隣市町との機能分担により、本市の拠点性を高め、圏域の一体的な発展を図るとともに、適切な役割分担により、広域にまたがる住民サービスの効率的かつ効果的な提供の検討に取り組みます。

以上、第2次総合計画のそれぞれの分野の取組の方向性に沿って方針を申し上げました。ふるさと三次を新しい三次としてさらに前進させるべく、これまでのいい部分や伸ばすべきところを思い切って伸ばし、変えるべきところを大胆に変えていくなど、より積極的に効果的な施策を実行していきます。

また、さまざまな機会を通じて、三次の魅力、三次の良さを外に発信していくため、トップセールスで取り組んでいきます。

そして、広く市民の皆さんと対話を重ねていき、変革・挑戦・対話を基軸に、市民の皆さんが暮らしやすさを実感でき、魅力と活力ある三次市の実現に向けて、全力を挙げていきます。そのためには、市民の皆さんの声を大切にするとともに、議員各位へ私の思いをしっかりとお伝えし、理解を求め、両輪となって市政運営を推進していきたいと考えております。

市民の皆さん並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 地域公共交通調査特別委員長報告

○議長（小田伸次君） 日程第3、地域公共交通調査特別委員長報告を議題といたします。

地域公共交通調査特別委員長の報告を求めます。

（地域公共交通調査特別委員長 澤井信秀君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 澤井地域公共交通調査特別委員長。

〔地域公共交通調査特別委員長 澤井信秀君 登壇〕

○地域公共交通調査特別委員長（澤井信秀君） 皆さん、おはようございます。三次市地域公共交通調査特別委員長最終報告をさせていただきます。

三次市地域公共交通調査特別委員会は、議長の諮問により、平成28年3月に策定された三次市地域公共交通網形成計画の調査研究、市内交通空白地域の実態把握、先進地事例の調査研究などを目的として、平成28年6月定例会におきまして8人の委員をもって設置されました。

これまでに13回の特別委員会を開催し、平成29年12月には、JR三江線代替バス運賃、バス通学の一部助成とJR芸備線、福塩線の利用促進を要旨とした中間報告を行ってまいりました。平成30年3月には、JR三江線の廃線という歴史的な出来事があり、また、高齢者ドライバーの交通事故防止に対する社会的要請の高まりなど、地域公共交通を取り巻く状況も刻々と変わる中、交通空白地域の交通対策、持続可能な地域公共交通とするために必要なこと、そして地域公共交通の利活用について、本委員会が調査研究、議論してきたことを3項目にまとめ、最終報告するものです。

まず1点目として、交通空白地域の交通対策についてです。

本市における交通空白地域の定義は、現在のところ、集落の中心地（集会所等）から駅・バス停（フリー乗車区間については路線）まで1キロメートル以上離れている地域とされており、平成31年1月現在で97地区とされております。交通空白地域における交通手段の確保のため、主体的に公共交通空白地有償運送や無償運送に取り組まれている地域がありますが、運営には経費が必要であり、有償運送にあつては公共交通事業者の理解が、無償運送にあつては費用の捻出が課題としてあります。

しかし、こうした地域の取組は、交通手段の確保ということだけではなく、高齢者のお出かけの動機づけやサロンの活用など、暮らしの質の向上にも資するものであるため、活用例の蓄積がこれからの取組の支えになるものと思います。一方、運営の難しさや公共交通事業の実態などから、地域独自の運送事業を行うことが困難な地域にあつては、既存の相乗りタクシー事業が交通手段の確保において有効な手段の1つであります。

今後は、利用者の一層の高齢化や運転免許証返納希望者の増加が見込まれるため、事業の活用がさらに図られなくてはならないと考えます。そのためには、現在の交通空白地域の定義をより利用者の生活実態に合ったものにすることや、1回に利用できる助成額の引き上げ、さらに助成総額の引き上げ等、利用しやすい事業にしていくことや制度の一層の周知が必要です。事業の活用により外出の機会が保障されることは、単に生活の維持だけではなく、生活の質の向上や公共交通機関を利用する機会の確保にもなるものです。移動手段に困っている人の立場

に立った優しい施策を求めるものであります。

2点目は、持続可能な地域公共交通についてです。

利用が少ない地域公共交通は守れないということは多くの方が理解できることですが、自家用車に乗れるうちは公共交通機関を利用しようとは思わない人が存在するのも現実です。しかし、自家用車の運転ができなくなる前に、公共交通機関の利用は難しくないという理解、鉄道やバスを利用して、行きたい場所に着きたい時間に行けるということを実際に経験されることは大切なことです。

また、交通手段に困る人が実際に利用できる地域公共交通としていくために、路線定期型交通のデマンド型交通への転換も検討するとともに、利用者の実態に合った効率的な路線、運行形態とすべく、定期的な見直しを行うことが必要です。

公共交通事業者は、運転手不足や安全対策への取組等、厳しい状況が続いています。使用車両の小型化などの工夫や最新技術における情報収集等、事業者の先見性、また、それを理解し、政策に反映できる行政職員の専門知識も大切であると考えます。

3点目に、地域公共交通の利活用についてです。

平成27年10月に竣工した三次駅周辺整備事業により、JR三次駅前広場及び交通センターが整備され、公共交通結節拠点としての機能強化が図られました。JR三次駅は、通勤、通学を始め、市民生活にとって大切な交通拠点であるとともに、市内外からのお客様をお迎えする玄関口であります。また、交通センターは、路線バスの拠点で、市民の生活路線であるとともに、入り込み客の多い酒屋地区や、新たに観光交流拠点施設がオープンした三次町地区へ向かう路線も多くあり、4月26日には三次もののけミュージアムバス停も供用開始されています。

このように、本市の地域公共交通の拠点である三次駅周辺ですが、利便性を向上させ、より多くの方に利用していただくことが地域公共交通の維持・発展には不可欠であり、特に、案内表示類の充実を図る取組を進めることが必要です。目的の施設、観光地等ができるだけ簡単に目につき、一目でどのバスに乗ればいいのか分かるような案内、観光施設や名所が表示された大きな地図の設置、公共交通事業者の情報をまとめた表示等、使う人が便利だと感じる案内表示について、JR三次駅の規模だからできる工夫が必要であり、公共交通事業者の御協力もいただく中で、利用者に優しい案内の充実が求められます。

また、公共交通機関の路線やダイヤ、停留所の設定については、さまざまな制限がある中で、利便性の向上のため検討と改善が繰り返されてきたところです。しかし、利用者を取り巻く環境は刻々と変化をし、そのニーズも常に変化しています。定期的に行われる空港便のダイヤ改正のように、公共交通の利用促進のためには、市内の路線バスに限らず、広域的な利用の拡大に向けた見直しに取り組むことが必要です。

高校生との意見交換会では、通学時間帯の列車の混雑の解消について要望が出されました。JRの快適な利用については、若年層の関心も高く、ニーズに応じた運行の検討も必要ではないかと考えます。

最後に、平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受けたJR芸備線と福塩線ですが、昨年

12月13日には福塩線の全線が、4月4日には芸備線の三次・中三田駅間が暫定的に運転再開されました。これまでの関係者の皆様の御尽力に感謝するとともに、復旧工事の安全と芸備線の日も早い全線開通を熱望し、三次市地域公共交通調査特別委員長としての最終報告とさせていただきます。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより地域公共交通調査特別委員長報告を採決いたします。

本件について、委員長の報告を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第12号 繰越明許費繰越計算書について（平成30年度三次市一般会計予算）

報告第13号 繰越計算書について（平成30年度三次市水道事業会計）

報告第14号 事故繰越し繰越計算書について（平成30年度三次市一般会計予算）

○議長（小田伸次君） 日程第4、報告第12号から報告第14号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました報告第12号から報告第14号までの報告3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第12号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成30年6月市議会定例会、第3回市議会臨時会、9月市議会定例会、第4回市議会臨時会、12月市議会定例会及び平成31年3月市議会定例会において御可決いただきました平成30年度三次市一般会計予算の繰越明許費について、公共施設改修・解体事業ほか71件、合わせて59億7,970万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第13号繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成30年度三次市水道事業会計予算の繰越額について、建設改良費の生活基盤近代化事業ほか1件、合わせて6,120万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告申し上げます。

最後に、報告第14号事故繰越し繰越し計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度から平成30年度に繰り越した県営農村地域防災減災事業負担金、湯口谷3号池ほか1件について、平成30年7月豪雨の影響により年度内の事業完了が困難であることから、285万円を令和元年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

以上、報告3件につきまして御報告申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 報告第12号について2点ほどお伺いいたします。

先ほどの副市長の説明のとおり、昨年度の各定例会あるいは臨時議会において、それぞれ繰越明許になったものを積み上げた額、そのように理解をいたしますが、通常、繰越明許費の総額は大体20億円から25億円ぐらいだと理解をしておりますが、このたびは72事業で59億8,000万円程度の総額となります。大半はこの3月の定例会における繰越明許で説明をいただいた内容なんですけども、それ以降、昨年度までの報告以降、新たにこのたび追加された繰越明許事業があるのかどうか、お伺いをいたします。

それから、もう一点は、4ページの下段のところの災害復旧費の関係ですけども、現年災害農地復旧事業と現年災害農業施設復旧事業、それぞれ記載の額が報告されておりますけども、3月補正のときの説明では、この2つの事業についてはマックス3年程度かかりそうだという説明を受けましたけども、現時点において、そのときの説明と変わりがないのかどうか、お伺いしたいと思います。

（財務部長 日野宗昭君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 日野財務部長。

○財務部長（日野宗昭君） 繰越のまず1点目の御質問につきましては、3月議会で繰越明許の予算のほうを出ささせていただいて以降の追加についてはございません。

それから、災害につきましては、現在出ささせていただいておる約59億円の繰越事業のうち、災害関連が21件あるわけでございます。事業費につきましては、約36億8,000万円といった大きな繰越事業費になっております。

御質問につきましては、農業関連の災害ということの今後の見通しということでございます。最大3年ということ、平成32年度へ向けて全体的な災害等は取り組んでいくということでございますけども、今後の状況によって、スムーズに事業発注等、また、あるいは工事そのものがスムーズに進むかどうかといったことを含めて、現段階ではそれに向けて努力をしていくということになるかと思っております。全体的な繰越事業についてはそういった状況になるかと思っております。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○12番（新家良和君） さきの産業建設常任委員会、6月4日開催された委員会ですけども、そのときに産業部から、この災害復旧について、農地と農業用施設について御説明をいただきました。農地については査定件数が314件、農業用施設では同じく318件、合計で632件のものに対して、設計書の作成済みがトータルで390件、率で約62%弱です。工事の請負契約数が6月4日時点で完了しておるものが125件、率にして19.8%、さらに、これらの工事が完了したものの、合わせて21件、実に3.3%という低率であります。これは、農地と農業用施設だけ報告を受けたんですが、これにプラスして公共土木の関連もございまして、全体の災害復旧の当初の計画といたしますか、見込みに対して、相当おくれておるのではないかという認識を受けたんですが、それらについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

（財務部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 日野財務部長。

○財務部長（日野宗昭君） 災害関連で、特に農業関係についての御質問でございますが、私のほうでは、全体の災害関連のボリューム感といたしますか、そういったものについて御答弁させていただきます。

以前、議会のほうへ、災害関連の事業については全体で約81億円といった、災害後、この令和元年度の6月補正上程を含めて上げさせていただいておりましたが、現段階で申し上げますと、この6月の補正も含めまして、約84億2,000万円といった全体の災害関連の事業といった状況でございます。相当ボリューム感がある中でこういった工事を進めていくということでございますので、相当数の日数というのは必要になってこようかと思っておりますけども、事業者等の協力も得ながら、しっかり進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告3件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第52号 三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第53号 三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案）

議案第54号 三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第55号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第56号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第57号 三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第58号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第59号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

(案)

議案第60号 三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を
改正する条例(案)

議案第61号 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正
する条例(案)

○議長(小田伸次君) 日程第5、議案第52号から議案第61号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第52号から議案第61号までの議案10件
について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第52号三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正
する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、建てかえにより、吉舎支所及び吉舎図書館の所在地が一時的に変わるため、関係条
例である三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正しようとする
ものであります。

その内容は、吉舎支所及び吉舎図書館の位置を建設期間中は仮庁舎及び仮図書館の位置に改
め、完成後にはもとの位置に戻そうとするものであります。

次に、議案第53号三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例(案)について御説明申し
上げます。

本案は、工業標準化法の改正に伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例ほか3条例の一
部を改正しようとするものであります。

その内容は、条例中、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めようとするものでありま
す。

次に、議案第54号三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等
に関する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、
関係条例である三次市コミュニティセンター設置及び管理条例ほか63条例の一部を改正しよ
うとするものであります。

その主な内容は、施設及び設備使用料等について改定しようとするものであります。

次に、議案第55号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について
御説明申し上げます。

本案は、三次市五反田集会所ほか6施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である
三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市五反田集会所、三次市徳市コミュニティ集会所、三次市一日市

コミュニティ集会所、三次市安田古市コミュニティ集会所、三次市鳥巢コミュニティ集会所、三次市清綱コミュニティ集会所及び三次市日南集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第56号三次市税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、10月から導入される軽自動車税の環境性能割について、賦課徴収の特例及び臨時的軽減を定めるほか、軽自動車税の種別割について、賦課徴収の特例及びグリーン化特例による経過措置の2年間延長を定めようとするものであります。

次に、議案第57号三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、関係条例である三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、災害援護資金について、保証人がいない場合にあっても貸し付けを認めるものとし、その利率を現行の3%から、保証人がいる場合にあっては無利子、保証人がいない場合にあっては1%へ引き下げ、もって被災者ニーズに応じた貸し付けを実施できるようにしようとするものであります。

次に、議案第58号三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市角利老人会館ほか1施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市角利老人会館及び三次市沖江老人集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第59号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、上作木構造改善センターほか1施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、上作木構造改善センター及び本郷転作物加工等研修施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第60号三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、関係条例である三次市上水道施設分担金条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、水道使用料及び上水道施設分担金について改定しようとするものであります。

最後に、議案第61号三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する

条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、関係条例である三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例のほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、特定地域生活排水処理施設使用料、農業集落排水処理施設使用料及び公共下水道使用料について改定しようとするものであります。

以上、議案10件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 議案第54号について2点ほど御質問いたします。

このたびの条例改正では、64にわたる設置管理条例の一部改正となっておりますけれども、利用料の改正に伴う全ての設置管理条例に関する施設に対する条例がこのたび提案されておるのか、もしくはまだこれらに該当する施設設置管理条例に該当する施設が残っておるのかどうか、お聞きいたします。

次に、中身を少し見させていただきますと、消費税の改正に伴う8%から10%に改正されるものに伴う利用料の見直しが何件か散見されますが、大半はその8%から10%に改正される、それ以上の利用料の引き上げになっておると受けとめました。どのような基準でこれらの見直し算定を行われたのか、お伺いいたします。

（財務部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 日野財務部長。

○財務部長（日野宗昭君） 今回、使用料等の改正につきまして、64条例ということでの御提案をさせていただいておりますが、内訳を申し上げますと、施設数でいきますと209の施設でございます。この内数でいきますと、直営の施設あるいは指定管理の施設といったことがございますけれども、この施設以外の施設もございます。結論から申し上げますと、今回につきましては、消費税アップに伴う該当する施設については全てこのたび上げさせていただいているということになります。

ただし、施設によりましては、既に8%の改定後に改定をした施設、つまり1.08で改定した施設が7条例等ございますので、その改定の仕方には、5%から10%の場合と8%から10%の場合がありまして、それぞれ考え方からいきますと、現行の料金を1.05で割って、それから1.1を掛けて、100円、10円未満は切り捨てとといった形で行っております。

なお、改正しない施設数でございますけれども、今年度開館した施設あるいは直近の平成29年4月以降の施設等については、既に直近の対応ができておるということで、今回の施設からは外しておる施設が、今年度分が2施設、29年4月以降が3施設、合わせて5施設が改正しない施設ということで、対象外ということにさせていただいております。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 今回提案された64の施設以外については、今後も含めて、料金改正はしばらくの間ないという理解でよろしいのかどうか再確認をさせていただきたいのと、このたびの見直しについて、8%から10%に相当する引き上げが先ほど散見されると言いましたけども、数件ございます。それ以外は、増率が8%から10%ではなくて、今、部長から説明があった5%から10%に匹敵する上げ幅になっておりますので、ということは、8%になったときに5%のまま据え置いてきたと。したがって、今回は、見直しを行わなかった5%のものを10%に見直すのと、8%から10%に見直すものと、それらが混在しておると。したがって、実質値上げには相当しない。消費税の見直し分、すなわち、過去見直さなければいけなかったものがおくれておった、その5%であったものを10%に見直したから、多くの施設で上げ幅が大きくなったと、そのように理解をしてよろしいかどうか確認をいたします。

(財務部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野財務部長。

○財務部長(日野宗昭君) 議員おっしゃいますように、今回につきましては、5%から10%あるいは8%から10%ということの考え方で整理をさせていただいております。前回、議会のほうにも御説明をさせていただきましたけども、その当時はすぐ8%から、さらには10%の引き上げということがある中で、当面、市民の生活等も考慮しながら据え置くということでございます。基本的には消費税の転嫁をするというのが本来の姿でございますので、今回については5%から10%ということで、前回据え置いた部分については10%部分を加味して改正を上げさせていただいたという趣旨でございます。

なお、今後の使用料、手数料につきましては、行革等の大綱に基づいて個別に見直しをしていくということになっておりますけども、現在のところは、具体的に見直しをするという具体的な日程等の固まったものはない状況でございます。今後検討していくということでございます。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 同じく議案第54号についてお尋ねをしたいと思いますが、まずは、この増税で市民生活への影響ということで、影響額が、これ全体が上がることによって、増税されることによってどういうふうになるのか。それから、高くなりますから、使用状況の減になるんじゃないかという心配もあります。そのあたりはどういうふうに捉えておられるのか、あわせてお尋ねします。

(財務部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野財務部長。

○財務部長(日野宗昭君) 消費税に伴う影響ということになります。消費税に伴って、全体的な

市民生活等を含めて影響が出てくるといったことがあるわけでございますけれども、例えば予算ベースで申し上げますと、この消費税の引き上げに伴って、通年、1年分で消費税がどの程度入ってくるかということと、逆に、消費税がかかることによってどの程度歳出が必要かということで、これが最終的には市民生活に影響していくということになるかと思えます。

まず、歳入でございますけれども、現在、地方消費税交付金ということで、本市のほうへは約10億円入ってきておるといった状況でございます。そのうち約4割は社会保障関係に使うということでございますけれども、これが8%から10%に上がった場合には、約30%この交付金のほうが増えるということになります。したがって、約3億円程度この交付金は増えるということになります。具体的な消費税の率で申し上げますと、8%のうち1.7%が地方の消費税の率ということになります。これが10%に上がった場合には、地方消費税は2.2%。したがって、差し引き0.5%上がるということになります。全体の2%の増に対して、地方のほうは0.5ということで、3割ということになります。今回の増額分については、全て社会保障関係に充当していくというような考え方でございます。

一方で、歳出でございます。いわゆる消費税に係る物件費であるとか、あるいは委託、工事請負費といったような経費を算定いたしますと、全体で、これはこの6月補正後の予算で試算をいたしておりますけれども、一般会計あるいは特別会計、企業会計含めて、大体3億8,000万円程度の歳出の増額がこの消費税のアップに伴って必要になってくるだろうと思っております。そういった状況の中で差し引きいたしますと、増額の予算が必要になってきているということで、市民生活のほうへもそういった形で影響しておるといったような予算上の状況でございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 使用料が上がることによって、使用の減が見込まれるというようなことになるんじゃないか。増税によってですね。そうしたときに、どの条例にもあるように、市長の裁量によって減額できるというようなこともあるので、やはり市民そのものとすれば、使用料が上がることによって負担増、もちろん増税ですから、負担増ですから、負担増にならないような方向というのが必要なんじゃないかなというふうに思うんです。そのあたり、いかがですか。

(財務部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野財務部長。

○財務部長(日野宗昭君) このたびの使用料の改定という部分は、消費税の部分の転嫁ということになりますので、この税をアップすることによって、全体的には国レベルで社会保障関係で使われていくというようなことの趣旨でございますので、本市としてもこのアップ分については転嫁をしていくということになるかと思えます。

ただ、施設の利用の促進といったことで、使用者の方に何らかの検討をするということになれば、多くは指定管理の施設がほとんどでございますので、この条例等の額は上限ということ

でございますので、その上限として、その内数で各指定管理者が料金設定をするということでございますので、個別の指定管理者の判断の中でそこは対応していけるというふうに考えておりますので、そういった状況を見ながら、市の直営施設については税の転嫁ということで進めさせていただければというふうに考えております。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

○7番（横光春市君） 何点かお聞きをしたいと思いますけども、議案第54号の三次市消費税及び地方消費税の税率の関係、それから、議案第60号の上水道施設の分担金の関係、議案第61号の特定地域排水施設の関係、それぞれこの条例は規則で定める日から施行するという事になっております。ということは、現段階ではいつから上げられるかということはわからないわけですね。基本的には10月1日であろうというふうに予測されるわけですが、もし上がらないときにはやらないということだろうと思うんですが、しかしながら、先ほど聞かせていただきますと、それぞれの指定管理者がその金額を受け取るということになると、市民へ対しての啓発ということがあろうと思うんです。いつから上がるのかということがはっきりしないといけないのではないかと。規則で定めるということになると、どうでしょうか。規則で定めた場合には、やはり速やかに議会のほうへも説明が、いつ上げましたよということが必要であろうと思えますし、市民のほうへも連絡が必要であろうと思えますし、啓発の期間ということがありますが、もし10月1日に規則をすぐ定めて、すぐ指定管理が上げることができるかどうか、そこはどのようになるのかということをお知らせいただきたいというふうに思います。

それから、議案第55号の地域集会所、現在36施設あって、今回7施設の集会所を普通財産にして、29カ所が残ると。それから、第59号の農林業集会所施設は、13施設あって、今回2施設で、11施設が残るということですが、それぞれ地元譲渡ということを考えておられるんだろうというふうに思っておりますが、そこらの点はどのようになるのか。

あわせて、この残った集会所をもし地元譲渡するならば、あと何年ぐらいかかって地元譲渡するようにしていきたいとか、そういう計画があるのかお知らせをいただきたいと思えます。

（財務部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 日野財務部長。

○財務部長（日野宗昭君） まず、規則の施行に伴うものでございます。改定については、消費税、10月1日ということがございますから、それに合わせて10月1日で施行ということにさせていただくのが一番いいわけでございますけども、流動的な要素がございましたので、規則で公布をすることによって、この消費税の10%引き上げの部分が確定次第、規則で定めて、広報等でしっかりと周知をさせていただくということになるろうかと思えます。そういった意味で、決まり次第速やかにということでございます。

地元譲渡の関係でございます。基本的には、今回条例で上がっておる部分については、基本的に地元へ譲渡していくということで、流れから言いますと、譲渡前提に改修をまずするとい

うこととなります。改修等が済んだ場合には、条件が整ったということで、条例等を落とすことによって地元へ譲渡していくということとなります。

ただ、今回の場合、譲渡が困難だというのが1件ほどございまして、これについては最終的な市の判断で解体するかどうかという部分が1件ほどございます。

全体的な施設のいわゆる集会所の状況でございます。全体的に公共施設については783あるわけでございますが、その中で、いわゆる集会所については85ございます。この6月の補正に上げる前に、19の施設について既に譲渡等を行っております。その残りのうち、43の施設については、昨年度までで譲渡したいということで申し出を受けております。この43の中に、このたび上げさせていただいておる施設も含めてということとなります。したがって、残りは、85から19を引きまして、66あるわけでございますが、そのうち43ぐらいのところは既に譲渡という方向が出ておりますので、残り20カ所程度については譲渡が困難であるということは、施設規模を含めて中身を見ながら、速やかな譲渡あるいは施設の必要に応じて解体といったことを含めて、早いうちに整備をしていきたいというふうに考えております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

○7番(横光春市君) 先ほども申し上げましたけども、条例改正、施行日を規則で定めるということになっておりますので、そのときにはいつから上がったのかというのが、規則というのは市長の専権事項でやっていくわけでございますので、議会のほうへもお知らせをいただきたいというふうに思いますし、施設については、やはり譲渡を受けると、それなりに集落排水とか下水道とか、そういう料金がかかっていきます。上水道と。そういうものがあるので、十二分に地元と協議をして、理解の上、譲渡いただくようお願いして、終わります。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第52号、議案第53号、議案第54号及び議案第55号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第56号、議案第57号及び議案第58号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第59号、議案第60号及び議案第61号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第62号 動産の買入れの契約について

○議長(小田伸次君) 日程第6、議案第62号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第62号の議案1件について御説明申し

上げます。

議案第62号動産の買入れの契約について御説明申し上げます。

本案は、消防ポンプ自動車の買入れにつきまして、指名競争入札を令和元年5月20日に執行いたしました。4社による入札の結果、2,409万円で株式会社三葉ポンプが落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○12番（新家良和君） さきの議会運営委員会で説明をいただいたときに、本対象消防ポンプの前身のものは36年間使用して、甲奴第3分団の更新に相当するものであるという説明をいただいたんですが、今、三次市が保有しておりますポンプ車、積載車、その保有台数がおおの幾らかということと、それぞれの車両について更新管理計画ができておるのかどうか、また、それはどこが管理をしておるのか、各方面隊、各分団における車両の全体管理をどの部門が行っているのかということもあわせてお伺いいたします。

（危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 川村危機管理監。

○危機管理監（川村道典君） お答えいたします。

現在、三次市には、消防団の車両といたしまして全部で135台がございます。このうち、ポンプ車につきましては7台、その他は積載車等でございます。

また、更新計画でございますけれども、更新計画につきましては、平成30年に策定をいたしました。ポンプ車にあつては20年、積載車にあつては25年といった更新の基準を設けておりますが、ただいまの報告をいたしました甲奴第3分団のポンプ車につきましては35年を経過しております。昨年度、吉舎の第1分団第2部のポンプ車を更新いたしました。来年度以降、30年あるいは28年といった経過年数のポンプ車がございますので、そうした古いポンプ車あるいは積載車につきまして更新をしていく計画としております。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○12番（新家良和君） ただいま危機管理監のほうから答弁がございましたので、全体の消防ポンプ車や積載車の管理については危機管理監のところで一元管理をされておるという具合に理解をいたしました。今後、これらの管理計画の中における新しい更新において、ポンプ車と積載車を一体型とした、いわゆる積載型のポンプ車の導入計画をお考えになっておるのかどうか。このことによって当然経費削減につながると私は理解するんですが、そういう計画をお持ちであるのかどうかということと、危機管理監のほうで一元管理をされておるということであれば、

先般ニュースリリースに出た、車検切れの消防ポンプ車が出動したという件がございましたけれども、それらについて、一元管理をしておるのであれば、当然前もってわかると、そういったことも当然管理勘定の中に入っておると理解するんですけども、その辺についてあわせてお伺いをいたします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 川村危機管理監。

○危機管理監(川村道典君) 最初の御質問のポンプ車と積載車の一体化したものというものにつきましては、現在のところは具体的な計画を持っているわけではございません。

また、先ほど私が御答弁し漏れたところがございますが、消防団車両についての管理につきましては、三次地域につきましては、三次分団につきましては危機管理監のほうで管理しております。ただ、支所の範囲の分団につきましては、方面隊につきましては支所が管理をしております。

このたびのニュースリリースをさせていただきました件につきましては、吉舎支所管内でございますので、吉舎支所において実際には管理をしておると。ただ、車検等の予算につきましては危機管理監のほうで把握をしておりますし、車検の管理表というものも危機管理監のほうで共有をしているところでございます。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 今後の更新計画において、今のところ、ポンプ車と積載車両の一元化はお考えにないという答弁でしたけれども、そういうことが可能なかどうか、私もよく理解できていないんですが、さきの備北地区の消防議会において、このたび更新した積載型のポンプ車は、いわゆる積載車とポンプ車、これらを一元化したもので購入して、およそ1,000万円経費削減ができたという答弁がございましたので、ぜひともその辺については参考にさせていただきたいということと、管理について危機管理監とそれぞれ支所が担当しておるといふ、そのことについては、今回のような事故につながる可能性も極めて高いと思います。やはり一元管理をするべきだろうと思います。これは、今後の検討課題として一遍検討していただいて、少なくとも、三次市全体の消防車両あるいは積載車両、公用車もそうですけれども、どこかの部門で一元管理をしておかないと、必ず抜けが出るという、そういうリスクもあると思いますので、ぜひともその方向で御検討していただきたいと思います。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号を総務常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第63号 令和元年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)

議案第64号 令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算(第1号)(案)

○議長（小田伸次君） 日程第7、議案第63号及び議案第64号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第63号及び議案第64号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

議案第63号令和元年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、既に御可決をいただいております骨格的予算に政策的経費等を追加しようとする歳入歳出予算の補正、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ32億1,204万6,000円を追加し、補正後の総額を369億5,204万6,000円にしようとするものであります。これを平成30年度当初予算と比較しますと、11億8,204万6,000円、3.3%の増額の予算としております。

補正の内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、議会備品等の購入に要する経費74万円を追加。

総務費は、スマートシティ構想などの重点施策を検討するための地域活性化調査研究事業について1,800万円、吉舎町拠点施設整備事業について6億2,656万7,000円、プレミアム付商品券事業について8,668万7,000円など、合わせて9億9,314万1,000円を追加。

民生費は、こどもの室内遊び場「みよし森のポケット」の機能強化に係る経費について600万円、幼児教育無償化事業の準備経費について2,727万9,000円など、5,098万3,000円を追加。

衛生費は、公共施設太陽光発電システム等整備事業について3,200万5,000円、クリーンセンター整備事業について7,533万1,000円など、1億2,840万8,000円を追加。

農林水産業費は、小規模農業基盤整備事業について1億2,520万円、小規模崩壊地復旧事業について1億719万3,000円など、3億9,218万5,000円を追加。

商工費は、プレミアム付商品券「三次藩札」発行事業5,400万円など、6,317万5,000円を追加。

土木費は、市道、県道及び橋梁の整備及び維持に係る経費について10億7,450万円、三次運動公園野球場人工芝改修事業について8,800万円など、12億5,443万7,000円を追加。

消防費は、内水対策の調査研究について2,000万円、排水ポンプ場長寿命化整備事業について4,360万円など、1億7,860万8,000円を追加。

教育費は、布野生涯学習センター改修事業について6,300万円、奥田元宋・小由女美術館リニューアル事業について3,500万円など、1億3,836万9,000円を追加。

災害復旧費は、甲奴町カーター記念球場の災害復旧費1,200万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方譲与税は、森林環境譲与税2,434万円を追加。

地方交付税は、普通交付税3億641万2,000円を追加。

なお、補正後の普通交付税は123億8,587万円となります。

分担金及び負担金は、小規模農業基盤整備事業費分担金など2,610万円を追加。

国庫支出金は、道路事業に係る社会資本整備総合交付金2億9,954万7,000円、道整備交付金6,600万円など、5億6,043万3,000円を追加。

県支出金は、基盤整備促進事業補助金5,915万円、小規模崩壊地復旧事業費補助金5,000万円など、1億7,449万1,000円を追加。

繰入金は、過疎地域自立促進基金繰入金1億8,340万円、三次農業創造基金繰入金6,597万7,000円など、3億6,517万7,000円を追加。

諸収入は、広島県情報通信格差是正事業事業者分担金169万3,000円を追加。

市債は、地域振興施設整備事業債6億5,390万円、道路新設改良事業債4億7,830万円など、17億5,340万円を追加しようとするものです。

第2条繰越明許費につきましては、5ページ記載の第2表のとおり、プレミアム付商品券事業について、令和2年度に繰り越そうとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、6ページ記載の第3表のとおり、吉舎町拠点施設整備事業について追加しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、7ページ記載の第4表のとおり、生涯学習施設整備事業ほか9件を追加、地域情報化推進事業ほか10件について、限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第64号令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,160万円を追加し、補正後の総額を1億5,993万2,000円にしようとするものであります。

その内容は、土地の先行取得事業を追加しようとするものであります。この事業に対する財源としては、市債及び基金繰入金を予定しております。

第2条地方債につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、公共用地先行取得事業について、限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号及び議案第64号については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号及び議案第64号については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 請願第1号 主要農産物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出について**

○議長（小田伸次君） 日程第8、請願1件を議題といたします。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第1号主要農産物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出については、産業建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時30分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年6月14日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 横 光 春 市

会議録署名議員 新 田 真 一